

税の申告は、 早めに、正しく！

問合せ

- ・茂原税務署
〒297-8501
茂原市高師台1-5-1
☎(22)2166
- ・市民税課（2階）
〒297-8511 茂原市道表1
☎(20)1577 FAX(20)1609

申告に関するお願い

可能な限り申告会場への来場を避け、新型コロナウイルス感染症の拡大防止にご協力ください。

- ・確定申告書は、ご自宅のパソコンやスマートフォンを利用して国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」から電子申告（e-Tax）で提出できます。印刷して郵送（茂原税務署宛て）することもできます。
- ・市民税・県民税の申告書は、返信用封筒を同封し2月3日^金に発送予定です。可能な限り郵送による申告にご協力ください。

※昨年中に市民税・県民税の申告書を提出されている方へ、発送する予定です。

来場される際のお願い

- ・来場の際はマスク等を着用し、体調がすぐれない場合は来場をお控えください。
- ・相談の時間を短くするため、医療費控除の明細書、農業・不動産・事業所得の収支内訳書などは、ご自宅で作成してから来場してください。

申告会場開設期間▶2月16日^木～3月15日^水（土日・休日を除く）

申告会場	申告の種類	受付時間等
茂原税務署 2階会議室	所得税及び復興特別所得税の確定申告	8時30分～16時 ※申告書の提出は17時まで ※入場整理券を配布する予定です
市役所市民室	・市民税・県民税の申告 ・所得税及び復興特別所得税の確定申告	市役所 : 8時30分～16時 本納公民館 : 8時30分～11時、 13時～16時
本納公民館（ほのおか館） 1階第1会議室		※申告相談は17時まで ※来場時に、整理券を配布します。 （予約や事前配布は行いません）

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、申告会場では以下の対策を講じます

- ・来場者の手指消毒・検温
- ・混雑緩和のため、申告会場近くに待合室を設置
- ・会場および待合室の換気
- ・テーブル、イス、筆記用具などは適時消毒
- ・申告者と対面する場所には透明アクリル板を設置